

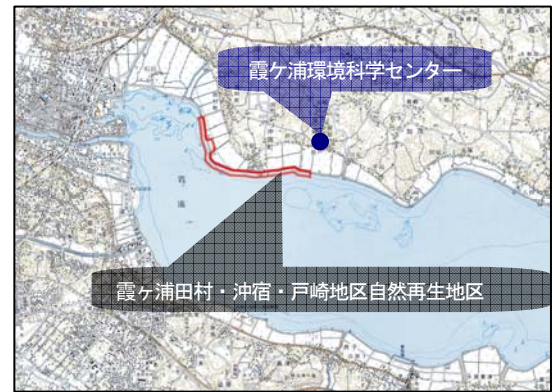
＜霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生事業実施計画【B区間】の概要＞

1. 実施主体

国土交通省 霞ヶ浦河川事務所
(霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生協議会)

2. 自然再生の対象となる区域

国土交通省霞ヶ浦河川事務所が所有する堤内国有地（浚渫土仮置きヤード跡）のあるB区間（西浦中岸6.5km～6.8kmにわたる湖岸）



3. 自然再生事業の実施内容

(1) 事業の目的

当区間の浚渫土仮置きヤード跡では既存堤防により陸と水との連続性を遮断されているため、湖岸堤防設置前の湖岸の形状や湖岸から陸域への連続性が失われている状況にある。このような現状は、多様な動植物が生育生息する場としては課題の残る湖岸構造である。

そこで、当区間では、以下の目的のもと、事業を実施する。

- ① 治水上必要な施設を設け、既存堤防を一部開削することにより、浅水域、静水域、深場を持つ湾入部などの湖岸環境を整備する。
- ② 湖岸帯の既存植生や、ヤードに残された湿地帯は可能な限り保全する。
- ③ 複雑な湖岸線を持つ浅水域、静水域、浅場等を形成して、多様な生物の生息環境を再生させる。

(2) 事業内容及び期待される効果

＜事業内容＞

○堤防の施工

- ・既存堤防の背後地に堤防を設置する。

○堤防設置後の基盤整備

- ・堤内地には、底泥浚渫土があるため、流出の恐れのある部分の表土の置き換えを実施する。
- ・堤内においては、現存の在来湿地環境（ヨシ帯）をできるだけ残した上で、池、砂利浜、浅場、深場、静水域等の基盤整備を行う。

○開口部の設置及び現堤防の活用

- ・堤内地にある水域では水がよどむ可能性があるため、開口部を2箇所設置する。
- ・霞ヶ浦側へ浚渫土が流出しないよう置き換えを行う。
- ・新堤防に対して、消波機能を持つよう現堤防を活用する。



＜期待される効果＞

- ・多様な水深帯、水陸移行帯の場の形成により、湾入部状の湖岸地形が形成される。
- ・水際部には抽水植物が、浅水域や静水域には沈水植物の他、多様な生物の生息・生育の場が形成される。
- ・良好な景観の創出により人々が憩える場が形成される。
- ・人々の環境学習、交流の場が形成される。



自然再生の対象となる区域位置図

(H15空中写真)